



ほけんだより

2006年4月号
明照保育園



園児の除去食・代替食希望申請について

【はじめに】

新年度のはじまりです。今年も保健に関する情報や、園の子どもの健康状態、各検査の結果報告等、ほけんだよりを通していろいろお知らせしていけたらと思っています。

右の欄と別紙の通り、保育をするにあたって必要な書類を提出して頂くことがあります。一度目を通して頂き、保管しておいて下さい。

お家の方からも、ほけんだよりにとりあげて欲しい内容がありましたら、花組横の銀色ポストに質問等を入れて下さいネ

【保育園からの保健に関するお願い】

保育園は、お父さんお母さんの子育てを応援する立場として、家庭と連絡を密にとり合いたいと考えています。下痢、風邪ぎみ、食欲など小さいことでも連絡ノートに書いたり、朝直接声をかけてください。

熱が出た場合や体調が悪くなった時は連絡をします。症状によってはすぐにお迎えをお願いする場合があります。連絡先がいつもと違う場合は必ず保育士にお知らせください。



感染症（水ぼうそうやおたふくかぜなど）が出た場合は、診断ができましたら必ず園にも連絡をお願いします。園から感染症が流行り始める前にお知らせし、なるべく他の子どもへの感染を防ぎたいと思います。

予防接種を受けたからと言って100パーセントその病気にかからないとは言えませんが、それでも随分な確立で防ぐことができます。（麻しん、風疹、結核、DPT、水痘、おたふくかぜ）お仕事の都合がつけにくい方は、予防接種を受けて頂くのもいいと思います。

【おわりに】

いろいろとお願いすることが多くなってしまいましたが、楽しい園生活を送るためにも大事なことです。ご協力をお願い致します。

大人も何かと忙しい時期ですが、子どもも新しい環境でドキドキわくわくの連続。緊張したり興奮したりその疲れは、徐々に現れてくると思います。子どもも大人も毎日早く眠れるように規則正しい生活を心がけましょうネ。

今年度も、園の給食は市からの献立表に基づいて、各年齢の園児に必要な栄養素を取り入れるよう工夫しながら、すすめてまいりたいと思います。

ただ、アトピー体質を中心に、医者の治療や指導を受けている方につきましては、園でも、一人ひとりの体質を考慮しながら、できるかぎり除去食や代替食にも力を注ぎたいと思います。

つきましては、市の指導による献立表の内容で、除去食・代替食が必要な園児さんは、年度始めに当たり、下記のことをお願いしたいと思います。

記

対象 食事について医師の治療や指導を受けていて、ご家庭でも実践されている子どもさんに限ります。

好き嫌いや食べ慣れていない等の理由で除去や代替は行いません。

1. 今かかっている医師の診断書を至急提出してください。（市の指導により、毎年度はじめと半ば頃に基本的に半年に1回は提出していただきます。）
2. 毎月の献立表を余分に2枚わたしますので、2枚とも同じ様に除去や代替を希望するものにマーカー等で印を付け、翌日、担任に提出してください。

診断書は、なるべく早く提出してください。また、治療等に変更があった場合は、その都度提出していただきます。

園で除去食・代替食を行うのは、あくまで医師の指導に基づく治療によるものと見なし、半年経過しても状況に改善がみられない場合は、治療方法を見直す必要があるとの、市よりの見解が出されました。その旨、担当医に伝えて下さるようお願い致します。



薬を預かる場合のお願い

保育中に保育士が薬を飲ませたり塗ったりする必要がある場合、間違えのないよう、安全に配慮していますが、園医さんと相談し保護者の方に下記のことをお願いしたいと思います。

基本として、医師の処方箋を受けたものに限り、病院にかかる時には、必ず「保育園に通っていること」をお医者さんに伝え、子どもさんの今の状況で集団生活に問題がないかを確認して下さい。

園で飲ませることをなるべく避けるため、例えば「1日3回食後の薬」を、朝登園する前（8時前後） 夕方降園後（4時頃） 寝る前に飲ませることが可能かどうかなど、お医者さんに薬の飲ませ方について相談して下さいとありがたいです。処方箋を受けた薬をはじめて預かる時は、保護者からの「依頼書」とともに処方箋に基づいて出された「薬の説明書」を提出していただきます。（説明書は園で医師名・処方日・薬の内容等をチェックした後お返しします）

薬の袋や容器等には氏名、内服する日付け、いつ内服するか、を必ず明記し、内服薬（粉・シロップ等）は必ず1回分に分けて持ってきて下さい。

薬は、園児のかばんに入れず、必ず保育者に手渡しして下さい。

以上のことが不確かで与薬の安全性が明確でない場合は、園で薬を飲ませることはできませんので、ご了承下さい。

座薬につきましては、副作用を考慮して基本的に園では預かりませんが、やむを得ない場合は、担任に相談して下さい。その場合でも、定期的にお返しし、医師に相談していただくことになります。

乳幼児期における薬を取り扱う上での危険性を重視し、ご面倒ですが、よろしくお願いいたします。

下記の依頼書用紙は第1回目の分です。下記を使用した時点で、担任に次回の分の依頼書用紙をもらってください。

.....き.....り.....と.....り.....

投薬依頼書

処方箋に基づく薬の説明書と一緒に提出して下さい。

平成 年 月 日

組 () 園児名 () 保護者名 () 印 ()

病名または症状 _____

薬の性状は？ 粉・液・外用薬・その他 ()

投薬期間は？ _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

いつ投薬するか？ _____
使用法その他の注意事項がありましたら書いてください。

感染症治療報告書の提出について

明照保育園

学校保健法に基づく伝染病の登園の取扱いにつきまして、豊橋市医師会長の指示により、下記の報告書を提出して頂くことになりましたので、よろしくお願いいたします。

下記の伝染病にかかっている間は、登園停止期間となり欠席扱いとはなりません。
.....き.....り.....と.....り.....

感染症治療報告書

区分	病名	登園停止期間
	インフルエンザ	解熱した後、2日経過するまで
	百日ぜき	特有のせきが消えるまで
	はしか（麻疹）	発疹に伴う熱が下がってから、3日経過するまで
	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）	耳下腺のはれが引くまで
	水ぼうそう（水痘）	全身の発疹がすべて消え、かさぶたになるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消えるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	熱・目の充血・目やになどの症状が消えて2日を経過するまで
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	乳幼児嘔吐下痢症	下痢・嘔吐の症状がなくなるまで
	溶連菌感染症	適切な抗生剤治療後、医師の判断で
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
	その他 ()	医師が感染の恐れがないと認めるまで

区分欄に該当する病名に 印を付けてください。

上記に感染しましたが、医師から _____ 月 _____ 日に登園許可がおりたことを報告します。

受診した医療機関名 ()

_____ 組 氏名 _____

保護者氏名 _____